

第1回北広島市総合計画推進委員会

と き 平成24年6月15日(金) 18時

ところ 市役所本庁舎2階会議室

【 日 程 】

1. 開会
2. 委嘱書の交付
3. 市長挨拶
4. 出席者の紹介(委員・事務局)
5. 委員長及び副委員長の選出
6. 委員長挨拶
7. 会議録署名委員の選出
8. 議事
 - 【議案1】総合計画推進委員会の運営について
 - 【議案2】総合計画推進委員会の公開等について
 - 【議案3】総合計画推進委員会の調査・審議事項について
9. 勉強会
 - (1) 総合計画(第5次)及び2012推進計画
(H24-26)について 政策調整課 [別紙]
 - (2) 政策評価について 行政推進課 [別紙]
 - (3) 財政状況について 財政課 [別紙]
10. 意見交換
11. その他(次回開催日程についてなど)
12. 閉会

4 出席者の紹介（委員・事務局等）

（1）北広島市総合計画推進委員会委員

氏名	職業等
天羽 浩	公認会計士、前 市外部評価委員会委員、 指定管理者候補者選定委員会、学校跡施設利活用に係る公募 提案審査委員会委員
澤井 将美	公益財団法人 日本高等教育評価機構評価委員、 前 学校法人浅井学園（北翔大学）参与、 前 市外部評価委員会委員
鈴木 聡士	北海学園大学工学部生命工学科准教授、 市都市計画審議会・専門委員
湯川 恵子	北海道工業大学未来デザイン学部人間社会学科准教授
桂 裕章	札幌柏葉保育園長、前 市長期総合計画審議会委員

（2）北広島市総合計画推進委員会事務局

所属	役職	氏名
企画財政部政策調整課	部長	岩泉 功一
	課長	川村 裕樹
	主査	志村 敦
	主任	河合 真実
企画財政部行政推進課	課長	川口 昭広
	主査	大原 秀紀
	主査	杉山 正一
企画財政部財政課	課長	中屋 直
	主査	宮本 大介
≪連絡先≫ 北広島市 企画財政部 政策調整課 〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 TEL 011-372-3311（内線684）／FAX 011-372-3850 E-mail seisaku@city.kitahiroshima.hokkaido.jp		

5 委員長及び副委員長の選出

委員長 _____

副委員長 _____

6 委員長挨拶

7 会議録署名委員の選出

署名委員 _____

8 議事

【議案 1】 総合計画推進委員会の運営について

「総合計画推進委員会の運営に関する確認事項（案）」

1. 会議のルール

- ① 時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。
- ② 欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。
- ③ 個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分耳を傾けます。
- ④ 特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。
- ⑤ 発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。
- ⑥ 会議の進行役は、発言が偏らないように公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。
- ⑦ 合意形成を目指して、議論を尽くすよう努力します。

2. 意見集約の方法

- ① 少数意見でも尊重します。
- ② 一度出た結論については、原則として再度議題とはしないものとします。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、委員会に諮ったうえで再度議論することとします。

3. 改正等

- ① この確認事項は、委員会で協議の上、変更又は追加できるものとします。

【議案 2】 総合計画推進委員会の公開等について

1. 会議の公開

会議については、原則公開とする。ただし、北広島市情報公開条例に基づき、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められる場合は、非公開とします。

なお公開は、会議の開始時点において、事務局より提案し、委員会で公開の可否についての決定を経て行うこととします。

2. 委員の氏名の公表及び方法

北広島市ホームページにおいて公表します。

なお、会議録においては、出席者欄に委員の氏名を明記しますが、発言者欄については、個人情報保護の観点から委員氏名を明記せず、「A委員、ア委員」等記号を用いて公表することとします。

3. 会議開催の日時及び場所の公表

北広島市ホームページにおいて公表します。

4. 会議録の公開

会議録については、原則公開します。

ただし、非公開の会議における会議録については非公開とします。

○北広島市情報公開条例（平成11年3月24日条例第2号）【抄】

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市政に関する情報についての市民の知る権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

(会議の公開)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、不服申立ての審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

【議案3】 総合計画推進委員会の調査・審議事項について

(1) 総合計画推進委員会について

総合計画推進委員会は、北広島市総合計画推進委員会設置条例により設置され、総合計画の策定、進行管理及び評価に関する事項についての調査と審議を行って頂きます。

なお、諮問や答申を求める機関としての位置付けとはしておりません。

(2) 平成24年度における調査・審議事項について

◆平成24年度委員会における検討方針について

事務事業評価 → 進行管理 → 推進計画 の検討を効率的に行うために、審議・検討を行う内容について一貫性をもった作業の流れを構築します。

本委員会では、総合計画において当市が特に取り組むべき事業の単位である「重点プロジェクト」を軸として、平成24年度からの順次審議することから始めます。

平成24年度は、3つある重点プロジェクトのうち、当市が他の自治体に比べ特に力を入れています「子育て支援・人づくりプロジェクト」（事務事業37事業）について、審議事項の枠組みとして扱い、そのプロジェクトに係る事務事業の評価、進行管理、推進計画の検討を行うことといたします。

◆事務事業評価に対する検討について

行政推進課で作成した事務事業評価結果（案）をもとに、事務事業の評価結果について調査・審議することとし、行政推進課から提示された上記重点プロジェクトに係る事務事業評価の課題について調査・審議して頂きます。

◆進行管理に対する検討について

政策調整課で作成した進行管理票をもとに、施策単位で推進計画の進行状況等を調査・審議することとし、上記重点プロジェクトについて調査・審議して頂きます。

◆推進計画策定に対する検討について

政策調整課で作成した推進計画（案）について調査・審議することとし、上記重点プロジェクトを軸として調査・審議して頂きます。

また、新規・拡大事業についても、政策判断スコア等による決定状況をもとに調査・審議して頂きます。

◆スケジュール案

回	日程	内容
1	6月15日（金）	委員の委嘱、委員長選出、委員業務の説明 総合計画・政策評価・財政状況の勉強会など
2	7月中	事務事業評価に対する検討準備
3	7月中	事務事業評価に対する検討
4	8月中	進行管理（重点プロジェクト単位）に対する検討
5	9月中	進行管理・推進計画に対する検討
6	10月中	推進計画に対する検討
7	11月以降	総合計画見直しに関する検討 次年度に向けての協議など

(3) 平成 25 年度以降の委員会について

平成 25 年度以降は下表のとおり、残る 2 つの重点プロジェクトを各年度の調査・審議事項の枠組みとして、事務事業の評価、進行管理、推進計画の検討を行うこととします。

また、総合計画期間の中間年である平成 27 年度の計画見直しに向けて、どのような方法で総合計画の見直しを行っていくかをはじめ、市民意識調査等への取り組みに対しても調査・審議して頂きます。

年度	内容
平成 25 年度	●重点プロジェクト「にぎわい・魅力づくりプロジェクト」を調査・審議事項の枠組みとして検討
平成 26 年度	●重点プロジェクト「住みたくなる地域づくりプロジェクト」を調査・審議事項の枠組みとして検討 ●総合計画の見直しに向けての検討

9 勉強会

(1) 総合計画（第 5 次）及び 2012 推進計画（H24-26）について

【メモ】

・・・・・・・・政策調整課

(2) 政策評価について

【メモ】

・・・・・・・・行政推進課

(3) 財政状況について

【メモ】

・・・・・・財政課

10 意見交換

【メモ】

11 その他

■次回審査委員会の日程

◆日時：平成 年 月 日（ ） 時 分から

◆会場：北広島市役所本庁舎2階会議室

12 閉会

○北広島市総合計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、北広島市総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合計画の策定、進行管理及び評価に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

4 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。